

## 久慈市津波避難計画策定業務委託

### 特記仕様書

#### 1. 総則

##### 1) 適用

本仕様書は、久慈市津波避難計画策定業務委託に適用する。

##### 2) 業務の目的

本業務は、岩手県津波浸水想定図の修正や津波防災関連法令の修正などを踏まえて、円滑かつ的確な避難体制を再整備することを目的とし、津波避難計画の作成を行う。

##### 3) 業務の名称

久慈市津波避難計画策定業務委託

##### 4) 業務の場所

久慈市内

##### 5) 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の翌日から令和5年3月31日までとする。

##### 6) 適用法令等

本業務は、本仕様書のほか、以下に示す関係法令等に準拠するものとする。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 津波防災地域づくりに関する法律
- (3) 津波対策の推進に関する法律
- (4) 防災基本計画
- (5) 津波避難ビル等を活用した津波防災対策の推進について(技術的助言)
- (6) 指定緊急避難所の指定に関する手引き(内閣府)
- (7) 避難情報に関するガイドライン(内閣府)
- (8) 岩手県地域防災計画(岩手県)
- (9) その他関係法令及びガイドライン等

##### 7) 技術者等の選任

受注者は、防災事業に精通した実務経験豊かな管理技術者を選任するものとする。なお、管理技術者は以下の条件を満たす者とする。

###### (1) 管理技術者

本業務において、技術上の管理、成果品の品質確保及び地理空間情報のコンサルティングを行う。技術士(総合技術監理部門、建設部門、応用理学部門)のいずれかの資格を有し、

過去 10 年間に地方自治体が発注した津波を主とする避難計画作成業務、もしくは避難情報  
の判断・伝達に関するマニュアル等作成業務の完了実績を有する者を配置すること。

#### (2) 照査技術者

本業務において、専門的な見識を有した品質管理を行うため、博士(工学)又は技術士(総  
合技術監理部門、建設部門、応用理学部門)を保有する技術者を配置すること。

#### 8) 提出書類

本業務の実施に先立ち、予め以下の書類を監督員に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務着手届
- (3) 業務日程表
- (4) 管理技術者届
- (5) その他久慈市が必要とする書類

#### 9) 資料の貸与等

発注者は、所管する資料を受注者に無償で貸与するほか、発注者以外の第三者が所管する資  
料についてもできる限り無償で貸与されるよう協力するものとする。なお、受注者は発注者  
又は第三者から資料を借用する際に借用書を提出し、資料の破損、汚濁、亡失のないように  
十分な注意を払い取り扱うものとする。また、本業務終了までに速やかに返却するものとする。

## 2. 業務内容

### 1) 業務項目

本業務における業務項目は、次のとおりとする。

- ・ 計画準備
- ・ 資料収集・整理
- ・ 避難対象地域の設定
- ・ 避難対象者数の調査
- ・ 避難目標地点の設定
- ・ 避難路・避難経路の設定
- ・ 避難可能距離(範囲)の調査
- ・ 避難困難区域の設定
- ・ 避難困難者数の調査
- ・ 避難場所等の調査
- ・ 避難方法の検討
- ・ 課題の整理
- ・ 津波避難計画策定
- ・ 住民説明会資料作成及び住民説明会支援

- ・ 報告書作成
- ・ 打合せ協議

## 2) 計画準備

本業務に関する契約図書や指示事項及び貸与資料等を十分把握し、業務を円滑に遂行するため、作業の内容及び行程の検討を行い、業務全体の作業手法、作業体制、作業工程を立案し、簡潔にまとめた業務実施計画書を作成する。

## 3) 資料収集・整理

本業務を実施するにあたり、災害に対する地域の現況把握のために必要となる資料を収集し、必要に応じて現地調査を行う。また、収集及び調査した情報は、津波避難計画作成のため、関係法令や地域防災計画等との整合を図り整理する。

## 4) 避難対象地域の設定

岩手県の津波浸水想定データ、地形、家屋及び道路の分布等を考慮し、避難対象地域を設定する。

## 5) 避難対象者数の調査

避難対象となる地区ごとの人口等を算出する。

## 6) 避難目標地点の設定

避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標となる、避難目標地点を地区ごとに設定する。

## 7) 避難経路の設定

想定する津波に対し、避難目標地点まで最も短時間で到達でき、より安全性が確保される避難経路を設定する。また、避難を要する地区ごとに、避難指示の発令から避難が完了するまでに要すると想定される時間について検討し、整理を行う。

## 8) 避難可能距離(範囲)の調査

津波到達予想時間と避難する際の歩行等速度に基づき、避難が可能な距離(範囲)を設定する。

## 9) 避難困難区域の設定

避難対象地域のうち、避難可能距離(範囲)から外れる地域を、避難困難地域として設定する。

## 10) 避難困難者数の調査

避難困難地域として対象となる地域の地区ごとの人口等を算定する。

## 11) 避難場所等の調査

安全性及び機能性が確保されている場所を指定緊急避難場所として検討する。その際に、現行計画の適正を評価し、不適格な場合は対応策を提示する。

## 12) 避難方法の検討

避難方法は、原則として徒歩によるものとするが、徒歩による避難が困難な避難行動要支援者の支援や地域の実情における避難場所までの距離など自動車避難の選択を検討せざるを得ない場合もあるため、その点も加味し、避難経路の検討を行う。

## 13) 課題の整理

前項までの津波避難計画策定調査結果を踏まえ、津波避難計画策定にあたっての課題を整理する。

#### 1 4) 津波避難計画策定

津波避難計画策定調査及び課題の整理結果を踏まえ、久慈市津波避難計画案を作成する。また、その案に対する市の意見やパブリックコメントの結果を反映する。なお、受注者は、案に対する庁内協議及びパブリックコメント聴取時において、意見に対する回答や調整の案作成、実例や法的根拠等の提示にかかる支援を行うものとする。

#### 1 5) 住民説明会資料作成及び住民説明会支援

久慈市は、町内会や自主防災組織等の住民に、津波避難計画の説明を行う。説明会は久慈市防災センターにて10回(5地区×2回)実施する。この際の説明資料を市と相談の上、作成する。資料は基本的にはマイクロソフトのパワーポイントを用いて作成する。説明会には、津波浸水想定の実務実績のある技術者が1回は参加する(オンライン参加含む)。

また、住民の津波への理解を深めるため、内閣府のモデル検討会または岩手県が実施した津波浸水想定の実務実績のある技術者が1回は参加する(オンライン参加含む)。

#### 1 6) 報告書作成

本業務の実施作業内容や打合せ内容等を整理し、わかりやすく取りまとめた業務報告書を作成する。

#### 1 7) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間時2回、成果品納品時の計4回を行うものとし、業務着手時及び成果品納品時には管理技術者が立ち会うものとする。なお、その際に受注者は、新型コロナウイルス感染症の感染予防に十分な対策を行うこととする。

### 4. 成果品

- |                                      |    |
|--------------------------------------|----|
| ・業務報告書(A4版 ファイル綴じ)                   | 2部 |
| ・久慈市津波避難計画書(A4綴じ)                    | 2部 |
| ・久慈市津波避難計画書データ(PDF及びWord等編集可能なデータ形式) | 2部 |